

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月頃、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとして就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、就労場所である客先において、書類関係のトラブルで会社○○から暴行を受け負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、本件災害後、複数の医療機関、複数の診療科を受診する中で、同月○日、C医療機関を受診し、「両眼球打撲傷、視力低下」と診断され、加療の結果、眼科診療分について、○年○月○日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、本件災害によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の視力低下が業務上の事由によるものであり、かつ、請求人に残存する障害が障害等級に該当するものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、○年○月○日付けD医師作成の診断書を基に、本件災害により視力が低下し、残存する障害がある旨主張する。

(2) 請求人の両眼視力について、同医師作成の同診断書及び○年○月○日付け意見書では「右・左矯正視力(0.2)」と記載されている。また、E医師作成の○年○月○日付け診断書では「矯正視力右0.2、左0.15」と、同医師作成の○年○月○日付け自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書では「右0.2(矯正不能)、左0.15(矯正不能)」と、F医師作成の○年○月○日付け診療情報提供書では「近方視力も右0.1(0.1)、左0.1(0.1)で矯正できず」と記載されている。

一方で、請求人は本件災害時に自動車運転免許証を取得しており、○年○月○日には運転免許の更新が行われている。

そうすると、症状固定時以降の請求人の両眼の矯正視力について、上記診断書等の記載を直ちに採用することができない。

(3) 請求人の矯正視力が障害等級に該当する視力とみなされる0.6以下であったとしても、当審査会は、決定書理由に説示のとおり、検査結果と自覚症状が臨床医学上一致せず、視力低下の原因は不明であり、請求人の視力低下と本件災害との間に相当因果関係は認められないと判断する。

(4) なお、請求人は、運転免許証の更新の際に使用した眼鏡は乱視の変化により使用できない状態である等その他縷々主張しているが、請求人に残存する障害の評価は上記のとおりであって、当該結論を左右しない。

(5) 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は、業務上の事由によるものとは認められず、また、障害等級に該当するものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。